より按分したものをそれぞれの都道府県立及び市町村立の病院の病床数（都道府県知事の申告がある場合には、当該申告に基づき総務大臣が指定した都道府県立又は市町村立の病院の総務大臣が調査した病床数）とみなす。

算式

（A－B）×0.3＋（B－C）×0.6＋（C－D）×0.9

（A－B）、（B－C）又は（C－D）が負数となるときはそれぞれ0とし、CがAよりも小さくないときは（A－B）は0とし、DがA、B又はCのいずれよりも小さくないときは（A－B）、（B－C）及び（C－D）は0とし、C≦D≦Bのときは（B－C）は（B－D）とし、B≦C≦D≦A又はC≦B≦D≦Aのときは（A－B）は（A－D）とし、B≦D≦C≦A又はD≦B≦C≦Aのときは（A－B）は（A－C）とし、（A－B）×0.3、（B－C）×0.6及び（C－D）×0.9に小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

A　4年前の7月1日現在における一般病床及び療養病床の稼働病床数

B　3年前の7月1日現在における一般病床及び療養病床の稼働病床数

C　2年前の7月1日現在における一般病床及び療養病床の稼働病床数

D　前年の7月1日現在における一般病床及び療養病床の稼働病床数

3　都道府県立大学附属病院病床数は、前年の七月一日現在における当該都道府県立の大学に附属する医療法第一条の五第一項に規定する病院（以下この表において「都道府県立大学附属病院」という。）の結核病床、精神病床及び感染症病床の許可病床数並びに一般

より按分したものをそれぞれの都道府県立及び市町村立の病院の病床数（都道府県知事の申告がある場合には、当該申告に基づき総務大臣が指定した都道府県立又は市町村立の病院の総務大臣が調査した病床数）とみなす。

算式

（A－B）×0.3＋（B－C）×0.6＋（C－D）×0.9

（A－B）、（B－C）又は（C－D）が負数となるときはそれぞれ0とし、CがAよりも小さくないときは（A－B）は0とし、DがA、B又はCのいずれよりも小さくないときは（A－B）、（B－C）及び（C－D）は0とし、C≦D≦Bのときは（B－C）は（B－D）とし、B≦C≦D≦A又はC≦B≦D≦Aのときは（A－B）は（A－D）とし、B≦D≦C≦A又はD≦B≦C≦Aのときは（A－B）は（A－C）とし、（A－B）×0.3、（B－C）×0.6及び（C－D）×0.9に小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

A　元利償還金等調査によって報告された3年前の3月31日現在における一般病床及び療養病床の数（同日現在において休診している病院又は一般病床及び療養病床の双方の病床利用率が平成23年4月1日から平成26年3月31日までの間継続して零である病院にあっては零とする。以下この表において同じ。）

B　3年前の7月1日現在における一般病床及び療養病床の稼働病床数

C　2年前の7月1日現在における一般病床及び療養病床の稼働病床数

D　前年の7月1日現在における一般病床及び療養病床の稼働病床数

3　都道府県立大学附属病院病床数は、前年の七月一日現在における当該都道府県立の大学に附属する医療法第一条の五第一項に規定する病院（以下この表において「都道府県立大学附属病院」という。）の結核病床、精神病床及び感染症病床の許可病床数並びに一般